

白浜町観光戦略策定支援業務プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は、白浜町観光戦略策定支援業務の実施に当たり、最も適正な企画力、技術力、実施体制及び業務に対する熱意を有する事業者を業務委託候補者として選定するために定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

白浜町観光戦略策定支援業務（以下「業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「白浜町観光戦略策定支援業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

(4) 見積上限額

2,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 契約予定者選定方法

白浜町が公募による事業者から提出された企画提案書等を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

4. 参加資格

本件プロポーザルに参加を希望する者（以下「提案者」という。）は、本業務の趣旨を理解し、本業務に関する実績と能力がある事業者であるとともに、参加表明書提出日から本契約締結日までの間において、次に掲げる項目をすべて満たしているものとする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税、法人税を滞納していないこと。
- (5) 白浜町暴力団排除条例（平成23年白浜町条例第15号）第2条第1項に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等に該当していないこと。
- (6) 和歌山県及び白浜町において指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的としない法人等であること。
- (8) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (9) 過去5年以内に、本業務と同種の業務の実績を有するものであること。同種の業務

とは、官公庁（官公庁と連携し観光振興を行うDMO、観光協会等を含む）が発注した、観光振興・まちづくり・地方創生計画の策定業務、または観光動態調査・観光マーケティング等の調査業務をいう。

- (10) 町と緊密な連絡調整が可能であること。

4. 選定スケジュール（予定）

内容	日程
公募開始	令和8年 8月13日（木）
質問書の提出期限	令和8年 8月17日（月）午後5時まで
質問の回答	令和8年 8月18日（火）予定
参加申請書の提出期限	令和8年 8月20日（木）午後5時まで
企画提案書の提出期限	令和8年 8月24日（月）午後5時まで
書類審査	令和8年 8月25日（火）
優先交渉権者の決定	令和8年 8月25日（火）
契約内容協議、契約締結	令和8年 8月27日（木）

※書類審査のみとし、プレゼンテーション審査は行わない。

5. 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

質問書（様式第6号）に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールに添付して白浜町観光課観光商工係へ提出すること。

※FAX、電話、口頭での質問は受け付けない。

送付先：白浜町観光課観光商工係 kankoshoko@town.shirahama.lg.jp

(2) 受付期限

令和8年8月17日（月）午後5時まで

(3) 回答方法

質問事項とその回答について、令和8年8月18日（火）に質問者を伏せ、白浜町ホームページで公開する。

5. 参加申請書の提出

(1) 提出書類

	書類名	部数	様式	提出期限
1	参加申請書	1部	様式1	8月20日
2	業務実績調書	1部	様式2	
3	業務実績が確認できる契約書等の写し	1部	任意	
4	納税証明書 ※国税に関する納税証明書（その3の3）	1部	—	
5	事業者概要 ※会社概要、沿革等を記載し作成すること。	6部	任意	

	パンフレット等でも可とする。			
--	----------------	--	--	--

※必要な様式は白浜町ホームページから入手すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着）

(3) 提出先

〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町 1600 番地
白浜町観光課観光商工係 担当 滝本、川脇、山中

6. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

	書類名	部数	様式	提出期限
1	企画提案書 ※表紙は提案書類提出書（様式第3号）を用いること。	6 部	任意	8 月 2 4 日
2	業務実施体制	1 部	様式 4	
3	見積書	1 部	様式 5	
4	見積書の積算内訳	1 部	任意	

※必要な様式は白浜町ホームページから入手すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着）

(3) 提出先

5. (3)と同じ

(4) 企画提案について

- ① プロポーザルへの参加に要する経費は、提案者の負担とする。
- ② 企画提案は1者（1事業者）につき1提案とする。
- ③ 企画提案書は専門的知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。
- ④ 企画提案書の表紙は提案書類提出書（様式第3号）を用いること。
- ⑤ 企画提案書はA4版、両面印刷を基本とし、表紙を除き、10枚以内（A4版20ページ以内）とする。必要に応じてA3版を使用しても構わないが、A3版片面でA4版1枚と数える。また、A3版は片面で印刷し、その際は折り込むこと。
- ⑥ 別紙「白浜町観光戦略策定支援業務仕様書」に係る提案内容を具体的に記載すること。
- ⑦ 仕様書に明記されていなくても、本業務で進めていく上でより効果的と思われる内容、配慮すべき事項等があれば提案限度額の範囲内で記載すること。
- ⑧ 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、白浜町が本プロポーザルに関して必要な事務の範囲内で、提案者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用・複製できるものとする。
- ⑨ 提出書類は、白浜町情報公開条例（平成18年白浜町条例第10号）に基づき、

情報公開の対象となる。

⑩ 白浜町は、提出書類を本プロポーザル以外の目的に使用しない。

⑪ 提出書類は変更できないものとし、結果に関わらず返却しない。

⑫ 次のいずれかに該当するときは、失格とする。

ア 参加資格の要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 本実施要領に違反すると認められた場合

オ その他選考に係る不正行為があった場合

7. 審査方法、審査基準

(1) 選定委員会

事業者の選定にあたり、白浜町の職員等で構成する白浜町観光戦略策定支援業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は、提案者から提出された書類の審査等を行い、優先交渉権者及び次点者の選定を行う。

(2) 審査基準

評価内容		配点
実施体制	業務遂行のために適切な人員規模・配置、役割分担となっているか。	10
	各従事者の主要業務経歴、保有資格は業務を遂行する上で適切であるか。	10
業務実績	本業務と同種の業務で成果・実績を有しており、そのノウハウの有効活用が本業務で見受けられるか。	10
業務理解	本業務で必要な法令等の知識を有するほか、白浜町の観光を取り巻く現状を十分に理解しているか。	10
	白浜町の関連する各種計画を把握し、国及び県の動向をふまえた提案となっているか。	10
提案内容	提案内容が業務目的と合致し、適切かつ明確であるか。	15
	提案内容を裏付ける根拠が明示され、内容に説得力や実現性、着実性があるか。	10
	白浜町の地域性や課題を踏まえた提案を行っているか。	15
提案書	提案書等（資料）が見やすく、分かりやすいか。	10
合計点		100

(3) 審査結果の公表

審査結果は、全ての提案者に対して速やかに書面にて通知する。また、文書発送後、白浜町ホームページに掲載し、公表する。

(4) その他

審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けられないものとする。

8. その他

- (1) 参加申請書提出後、辞退する場合は、参加辞退届（様式第7号）を使用し、速やかに「9. 各種問合せ先」に記載の提出先へ持参又は郵送により送付すること。なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。
- (2) 本プロポーザルでは、提案力の高い者を選定するもので、選定後に優先交渉権者と双方協議を行い、協議が整った場合に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- (3) 以下のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行う。
 - ① 本実施要領「6. 企画提案書の提出」(4). ⑫の失格条項に該当すると認められたとき。
 - ② 審査後に提案書提出者の要件を満たすことができなくなったとき。
 - ③ 優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき。
 - ④ 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。
 - ⑤ その他の理由により優先交渉権者と契約の締結が不可能になったとき。

9. 各種問合せ先

〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町 1600 番地
白浜町観光課観光商工係 担当：滝本、川脇、山中
電 話：0739-43-6588（直通）
FAX：0739-43-7825
E-mail：kankoshoko@town.shirahama.lg.jp